

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年2月9日	令和8年2月24日	<p>城東区の令和8年2月6日付の弁明書には次の記載があります。</p> <p>令和6年度区民アンケートの結果については区民の代表性を有しているとは言えないものの、区民の貴重な意見として参考になるものと認識していたことから、標本誤差、非標本誤差については考慮せずに活用していた</p> <p>城東区は公開決定(令和7年10月1日付大城第69号)で「アンケートの結果を何に、どのように使用しているのかが分かる文書」として以下の文書を特定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度城東区運営方針(該当箇所は経営課題1、2、3、5)</li> <li>令和6年度城東区運営方針主な具体的取組み(該当箇所は経営課題3)</li> <li>令和7年度城東区運営方針(該当箇所は経営課題1、2、3、5)</li> <li>令和7年度城東区運営方針主な具体的取組み(該当箇所は経営課題3)</li> <li>予算事業別調書(まち魅力プロモーション事業)</li> <li>予算事業別調書(地域活動協議会活動支援事業)</li> </ul> <p>城東区は区民アンケートの結果をこれらの文書のように使用できると考えていたことだということですが、「区民の代表性を有しているとは言えず、また、「標本誤差、非標本誤差については考慮せずに」、区民アンケートの結果をこれらの文書のように使用できるとする根拠が分かる文書を公開してください。</p>	不存在	号	城東区役所	総務課(総合企画) 市民協働課(市民協働)
令和8年2月14日	令和8年3月2日	<p>城東区の不存在による非公開決定(令和8年2月12日付大城総第363号)の不存在理由には次の記載があります。</p> <p>本件については同条例第4条第1項ただし書の規定により軽微な事案として処理しているため、「政策企画室の運用に則って処理を行えば意思決定文書は作成されないということが分かる文書及び大阪市公文書管理条例第4条の規定に関わらず、意思決定文書が作成されないという理由が分かる文書」については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>公開請求には、請求対象文書として次のとおり記載しました。</p> <p>「市民の声としては取り扱わず、情報提供とする」ということは、誰かがどこかで意思決定を行っていることに疑いはありません。大阪市公文書管理条例第4条の規定に関わらず、意思決定文書が作成されないという理由が分かる文書を公開してください。</p> <p>「市民の声としては取り扱わず、情報提供とする」ということが、大阪市公文書管理条例第4条第1項ただし書の「事案が軽微なもの」に該当するという理由、根拠が示された文書を公開してください。</p>	公開	号	城東区役所	総務課(総合企画)
令和8年2月14日	令和8年3月2日	<p>去る1月20日に市民の声入力フォームからポストされた、25-10132の申出について、何を根拠にどのように取り扱われているのかが分かる文書を公開してください。</p> <p>この公開請求は城東区及び政策企画室を対象とします。</p>	部分公開	1号	城東区役所	総務課(総合企画)
令和8年2月17日	令和8年3月3日	<p>城東区の不存在による非公開決定(令和8年2月12日付大城総第363号)の不存在理由には次の記載があります。</p> <p>市民の声については、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っており、公職者からの市民の声の対応については市民の声としては取り扱わず、情報提供として処理している。</p> <p>一方、政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年12月23日付大 政第e-86号)の不存在理由には次のとおり記載されました。公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っており、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており</p> <p>2. 政策企画室の不存在理由によれば「所管部署で個々の申出内容を考慮して対応して」いるということですが、この間城東区が受け付けた案件について、各所属がどのように「個々の申出内容を考慮して対応して」いるのかが分かる文書を公開してください。(この請求は城東区役所を対象とします。)</p> <p>対象は以下の番号のものです。</p> <p>25-08135、25-03061、25-03062、25-03370、25-03375、25-03666、25-03696、25-03754、25-03972、25-04128、25-04212、25-04693、25-04695、25-04696、25-05446、25-05448、25-05535、25-05802、25-05803、25-05804、25-06549、25-06572、25-06595、25-06613、25-06619、25-06922、25-07108、25-07140、25-07141、25-07156、25-07604、25-07605、25-07806、25-07807、25-07808、25-08067、25-08071、25-08072、25-08073、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08137、25-08138、25-08143、25-08144、25-08146、25-08148、25-08149、25-08151、25-08152、25-08154、25-08165、25-08166、25-08176、25-08177、25-08519、25-09544、25-09545、25-09546</p> <p>3. 政策企画室の不存在理由には「所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており」とあります。請求2で挙げている市民の声について、受付部署たる城東区から伝達(情報提供)を受けた各所属がどのように「個々の申出内容を考慮して対応し」たのかが分かる文書を公開してください。(太字部分補正)</p>	不存在	号	城東区役所	総務課(総合企画)
		<p>城東区の不存在による非公開決定(令和8年2月12日付大城総第363号)の不存在理由には次の記載があります。</p> <p>市民の声については、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っており、公職者からの市民の声の対応については市民の声としては取り扱わず、情報提供として処理している。</p> <p>一方、政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年12月23日付大 政第e-86号)の不存在理由には次のとおり記載されました。</p> <p>公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っており、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており</p> <p>1. 城東区の不存在理由にある「公職者からの市民の声の対応については市民の声としては取り扱わず、情報提供として処理している」との記載は、政策企画室の不存在理由にある「『公職者』という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っており」との記載と明らかに矛盾していますが、城東区が不存在理由にこのように記載した根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>2. 政策企画室の不存在理由によれば「所管部署で個々の申出内容を考慮して対応して」いるということですが、この間城東区が受け付けた案件について、各所属がどのように「個々の申出内容を考慮して対応して」いるのかが分かる文書を公開してください。(この請求は城東区役所を対象とします。)</p> <p>対象は以下の番号のものです。</p> <p>25-10130、25-10131、25-10132</p>	部分公開	1号	城東区役所	総務課(総合企画)

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年2月26日	令和8年3月12日	<p>城東区の不存在決定(令和8年2月24日付大城第126号)の不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>アンケート結果については、区民の貴重な意見として参考になるものとの認識のもと活用していたが、令和7年10月1日付大城第69号で公開した文書のように使用できるとする根拠を確認する必要性を認識していなかつたため、「区民の代表性を有しているとは言えず、また、「標本誤差、非標本誤差については考慮せずに」、区民アンケートの結果をこれらの文書のように使用できるとする根拠が分かる」文書については当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>しかし、城東区は令和6年度運営方針の経営課題3「安心して子育てができ、心豊かに力強く未来を切り拓く子どもを育むまちへ」において、アウトカム指標としている「区民アンケートにおいて、これからも城東区で子どもを育てていきたいと思っている子育て層の割合」は、令和元年度の運営方針においても「これからも城東区で子どもを育てていきたいと思っている子育て層の割合(区民アンケート)」としてアウトカム指標としており、これは市政改革室が策定した令和4年度までの「運営方針策定要領」「運営方針自己評価要領」によるものです。</p> <p>運営方針策定要領においては、アウトカム指標の記載例として、「区民モニターアンケートで「・・・」と回答した割合〇年度末までに□%以上」と記載されていたことが根拠であり、令和6年度運営方針で「A」との判断が行われていることは、「運営方針自己評価要領」で「目標の最終年度でない場合、原則として、アウトカム指標の達成状況は、目標値と前年度数値(無ければゼロとみなす)から線形にみたときに、数値が上方にあれば「A」、そうでなければ「B」と記入すること。」と誤差などを全く考慮しない評価方法が示されていたことが根拠です。</p> <p>「区民アンケートの結果をこれらの文書(令和6年度運営方針等)のように使用できるとする根拠が分かる文書」は市政改革室が作成したこれら関係文書のはずです。改めて特定し、公開することを求めます。</p>	不存在		城東区役所	総務課(総合企画) 市民協働課(市民協働)
令和8年2月27日	令和8年3月13日	<p>民事訴訟法第73条第1項(行政事件訴訟法第7条においてその例によることとされる場合を含む。)の申立てに係る事件(大阪市又はその機関が当事者となったものに限り、上訴があった場合における上訴審に係る事件を含む。)に係る次の書面</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申立書</li> <li>2 意見書その他の当事者の主張が記載された書面</li> <li>3 決定書</li> </ol> <p>(城東区役所所管分)</p>	不存在		城東区役所	総務課(総務)